円借款用

事業事前評価表

１．案件名

国名：ベトナム社会主義共和国
案件名：第 10 次貧困削減支援借款
L/A 調印日：2012 年 3 月 30 日
承諾金額：3,500 百万円
借入人：ベトナム社会主義共和国政府（The Government of the Socialist Republic of Viet Nam）

２．計画の背景と必要性

(1) ベトナムの社会経済開発実績（現状）と課題

ベトナム政府は、1986 年のドイモイ政策以来、対外開放政策を推進し、国際経済への統合等を通じた経済成長の促進と貧困削減に取り組んできた。貧困削減支援借款（Poverty Reduction Support Credit、以下 PRSC という。）の第 1 ラウンド（PRSC1～5）で支援した 2001～2006 年にかけ、ベトナムは、輸出・外国投資の伸びを原動力とした経済発展が軌道に乗り、政府による景気刺激策や経済改革の推進等により、毎年実質 7%程度の高い GDP 成長率を維持した。2006～2008 年は、SARS・鳥インフルエンザ、悪天候、物価の高騰、インフレ、ダンピング訴訟等による悪影響にも拘らず、6%を超える成長率を達成しベトナム経済の回復力の強さを証明した。貧困層の割合も、2002 年の 28.9%から 2008 年の 14.5%まで低下している。しかし、引き続き、格差是正や環境保護という課題と経済成長の維持という課題を両立しつつ、2007 年 1 月に正式加盟した WTO の国際公約としての各種改革を履行していかなくてはならないという非常に難しい政策運営を求められている。また、2007 年以降の世界同時不況を踏まえ、実質 GDP 成長率は 2009 年通年で 5.3%と減速したが、2010 年は 6.8%との回復に向かった。その後、世界的な食糧・資源価格の高騰や自国通貨ドンの減価によるインフレ圧力に対応するため、2011 年 2 月には、インフレ抑制及びマクロ経済安定化を目的とした財政・金融政策に転換しており、今後もマクロ経済の安定化と雇用創出に向けた中・長期的な取り組みを強化する必要がある。

(2) ベトナムの開発政策と本計画の位置づけ

ベトナム政府は、2006 年 6 月に国会の承認を得た「第 8 次社会経済開発 5 ヵ年計画（2006～2010 年）」（Socio-Economic Development Plan 2006～2010、以下「5 ヵ年計画」という。）で、2010 年までの 5 年間に、低所得国を脱却し中所得国になるという目標を掲げた。右目標達成のための 4 本柱として、①成長及び市場経済化の促進、②貧困削減と社会的包含の確保、③持続的な環境・天然資源管理、④戦略を支える組織制度の構築を挙げており、2010 年に低所得国から中所得国入り[1]を果たしている。

(3) PRSC 等に対する我が国及び JICA の援助方針と実績

我が国の対ベトナム国別援助計画（2009年7月）では、①経済成長促進・国際競争力強化、②社会生活面の向上と格差是正、③環境保全、④ガバナンス強化の4本柱を

[1] 国際協力機構の円借款供与条件表の分類においては、一人当たり GNI1,006 ドル以上を「低中所得国」としている。ベトナムは 2011 年度より「貧困国」から「低中所得国」に分類が変更された。

重点分野としている。我が国は、5ヵ年計画の策定過程を含む、ベトナム政府及び世界銀行等ドナーとの多国間協議に対し、継続的に積極的な連携・貢献を行ってきており、経済成長と貧困削減を両輪に据えた5ヵ年計画の着実な実施を支援する方針である。また、PRSC第1ラウンドに続き、第2ラウンド（PRSC6～10）でも、経済成長を通じた貧困削減の達成を支援すべく、①日越共同イニシアティブの実施支援を通じた投資・ビジネス環境整備、②5ヵ年計画の資源配分メカニズムを通じた公共財政管理の適正化、③金融の質的・量的発展による国内外資金の成長部門への効率的な動員・配分等（金融セクター改革）、④国営企業改革を通じた産業の国際競争力強化を重視していく方針を示し、2010年度はPRSC9に対し35億円の円借款供与を行った。

(4) 他の援助機関の対応

世界銀行及び国際通貨基金は、5 ヵ年計画が、貧困問題等に力点を置く包括的なアプローチを採用し、広範なコンサルテーションに基づき策定され、成果志向的な計画策定・実施を担保するモニタリング・評価メカニズムを導入していることを評価、ベトナム貧困削減戦略とすることを決定した。これを支援する枠組みとして、PRSC の第 2 ラウンドが用意され、世界銀行に加え、アジア開発銀行、イギリス、デンマーク、スペイン、スイス、カナダ等のドナーが参画している。

(5) 計画の必要性

本計画は、経済成長と貧困削減を両輪に据えた 5 ヵ年計画の実施を支援するものであり、我が国、JICA の援助重点分野とも合致していることから、本計画を実施する必要性・妥当性は高い。

３．計画概要

(1) 計画の目的

本計画は、ベトナム政府が進める各種改革（特に投資・ビジネス環境整備、公共財政管理、環境管理、金融セクター改革、国営企業改革）を、財政支援を通じて支援することにより、①成長及び市場経済化の促進、②貧困削減と社会的包含の確保、③持続的な環境・天然資源管理、④戦略を支える組織制度の構築に集約される、5 ヵ年計画に掲げられたベトナムの各分野での政策課題の達成を図り、もってベトナムの経済成長及び貧困削減に寄与するもの。

(2) プロジェクトサイト/対象地域名：ベトナム全土

(3) 計画概要

本計画では、5 ヵ年計画に掲げられている重点 4 分野に則し、①ビジネス開発、②社会的包含、③天然資源、④近代的ガバナンスの 4 つの柱（pillar）に概念整理し、以下の 12 セクターの改革を推進している。

柱（Pillar）	セクター
ビジネス開発	国際統合、国営企業改革、金融セクター改革、民間セクター開発、インフラストラクチャー
社会的包含	教育、保健、ジェンダー
天然資源	環境
近代的ガバナンス	公共財政管理、行政改革、汚職対策

(4) 総計画費：PRSC10 全体のドナー支援総額：248.4 百万 US ドル。
うち今次借款額:3,500 百万円（約 44.8 百万 US ドル相当）
(5) 計画実施スケジュール（協力期間）：
貸付実行は、2012 年 3 月。本計画の対象期間は 2010 年 6 月～2011 年 11 月。
(6) 計画実施体制
1) 借入人：ベトナム社会主義共和国政府
（The Government of the Socialist Republic of Viet Nam）
2) 計画実施機関：ベトナム国家銀行（State Bank of Viet Nam、以下 SBV という。）
3) 操業・運営／維持・管理体制：第 1 副首相を委員長とする国家諮問委員会を設置、関係省庁や SBV の代表が同委員会に参加している。このうち、SBV が PRSC の実施機関となっており、SBV 内にプログラム調整ユニット（Program Coordination Unit：PCU）を設置し、一連の PRSC の準備・実施にあたっている。協議した改革項目のモニタリングについてはベトナム政府と各ドナーが協議を重ね、その進捗状況を評価・確認する。
(7) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発
1) 環境社会配慮
①カテゴリ分類：C
②カテゴリ分類の根拠：本計画は、「環境社会配慮のための国際協力銀行ガイドライン」（2002 年 4 月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。
2) 貧困削減促進：本計画は、ベトナムの貧困削減と成長の達成を目指す 5 ヵ年計画を支援するものであり、5 ヵ年計画の方向性そのものが、貧困層に不利になる歪み・規制の除去を目指している。また、本計画で取り組まれるべき改革に、健康保険の歳入出のパフォーマンス指標の設定といった、社会保障制度の充実を通じて貧困削減に資する改革項目が含まれている。
3) 社会開発促進：本計画の改革項目として、男女平等をモニタリングする指標として、ジェンダー開発指標・基準の策定、医療従事者の統一免許制度に向けた医療従事者情報集中管理システムの整備、定期的な全国規模の学力評価の制度化が含まれている。
(8) 他スキーム、他ドナー等との連携：世界銀行、アジア開発銀行、イギリス、カナダ、スイス、スペイン、デンマークが参加。
(9) その他特記事項：特になし。

4. 計画効果

(1) 定量的効果
1) 運用・効果指標

指標名	基準値 （2008 年実績値）	目標値(2011 年) *** 【PRSC10 終了時】
新貧困ライン未満*の人口割合（%）	14.5%	10%以下
100%国有の国営企業（SOE）数（社）	1,546 社	500 社以下
不良債権比率（%）	2.8%**	5%以下
事業を実施する上でインフラが主要あるいは重大なボトルネックであると回答した企業の割合（%）	運輸：10% 電力：13% （2009 年）	5%以下

全投資額に占める国内民間投資の割合（%）	33.9% （2009 年）	35.3%以上
プレ・アプレイザル時点の公共投資事業のスクリーニング・ガイドライン（含：費用対効果分析方法）を有する地方省の数（省）	0 省	2 省以上
公的債務（含：すべてのレベルの政府保証）の GDP 比（%）	44%**	55%以下
汚職が、ビジネスをする上で、重大あるいは主要なボトルネックであると回答した企業の割合（%）	5% (2009 年)	5%以下

*新貧困ラインの定義は、一日一人当たり 2,100 キロカロリーの食糧と最低限の物資を購入できない世帯の比率であり、具体的な数値としては、一人当たりの月間収入が、農村部について 20 万ドン、都市部について 26 万ドンと定義。

**第 2 ラウンド開始時（2006 年）に設定した目標値を既に達成しているため、基準値が目標値を上回る。

***2011 年度の目標値の達成度は、世界銀行が 2013 年に作成予定の事業完成報告書（Implementation Completion Report）で確認される予定。

2) 内部収益率：算出せず。

(2) 定性的効果

本計画の実施により、市場経済化が促進され、包括的かつ持続的な開発が達成され、ガバナンスの改善がもたらされる。公共財政管理の分野での運営維持管理支出計画と投資支出計画の整合性強化に係る改革が加速する他、日越共同イニシアティブの行動計画も反映した包括的な制度改善によって投資環境が改善される。貧困層を含む社会的弱者に不利になる歪み・規制の除去により社会公正が強化される。環境管理に関する法制度の整備を通じて、開発と環境保全の両立が進む。

5. 外部条件・リスクコントロール

特になし。

6. 過去の類似案件の評価結果と本計画への教訓

(1) 類似案件の評価結果：

協調融資案件において、特に協調融資機関の数が多い場合には、全ての協調融資機関同士の連絡を徹底させ、常に対象計画に関する種々の認識を一致させておくよう、十分配慮していく必要があるとの教訓を得た。

(2) 本計画への教訓

本計画は協調融資案件であることから上記の教訓を踏まえて、ベトナム政府及び協調融資機関である世銀に加え、本計画に参画する他ドナーとの間で、改革項目の選定、モニタリング、評価方法に係る情報共有・協調体制を確立し、その政策協議の場である改革項目毎のテクニカル会合、各セクターの政府・ドナー間のパートナーシップ会合の活動に積極的に関与しながら、情報共有・プログラム内容の調整・合意に努める。また、JICA が 2007 年度に実施した、PRSC3～5 に係る事後評価において、教訓・提言として技術協力事業との連携が挙げられているところ、PRSC のモニタリングや技術協力事業との連携向上等を目的として JICA 専門家を計画投資省に派遣している。

7. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる指標

1) 新貧困ライン未満の人口割合（%）
2) 100%国有の国営企業数（社）
3) 不良債権比率（%）
4) 事業を実施する上でインフラが主要あるいは重大なボトルネックであると回答した企業の割合（%）
5) 全投資額に占める国内民間投資の割合（%）
6) プレ・アプレイザル時点の公共投資事業のスクリーニング・ガイドライン（費用対効果分析方法を含む）を有する地方省の数（省）
7) 公的債務（すべてのレベルの政府保証を含む）の GDP 比（%）
8) 汚職が、ビジネスをする上で、重大あるいは主要なボトルネックであると回答した企業の割合（%）

(2) 今後の評価のタイミング

PRSC10 終了時。

以　上